吉川地域におけるデマンド型交通の運行について

1 概 要

吉川第1~第4ルート(よかたんバス)の休止に伴い、道路運送法第21条の規定に基づき、吉川地域においてデマンド型交通を運行する。

※道路運送法第21条(抜粋)

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 1 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、 一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を 限定して行うとき。

2 運行開始年月

令和3年4月1日(木)

3 運 行 地 域

吉川地域内の全域(区域運行)

吉川地域内を運行する幹線路線バスとの役割分担のため、幹線エリア内(幹線路線バスのバス停からおおむね半径300メートル以内(※))からの利用については乗り降りできる場所に制限を設ける。

(※) 幹線エリアの内外の線引きについては、地形や道路状況などに より総合的に判断する。

4 運行事業者

株式会社 吉川交通 (三木市吉川町稲田132-2)

5 運 行 日

月~金曜日(週5日) ※従来のよかたんバスと同じ

6 運行時間帯

午前8時台~午前11時台及び午後1時台~午後4時台において予約を受け付けた時間帯(運行終了時刻はおおむね午後5時とする。)。

7 乗 降 地

- (1) 乗降地は自宅(又は自宅付近)、公共施設(吉川支所、学校、公民館など)、医療施設、商業施設、金融機関、既存のバス停など、あらかじめ設定する場所とする。
- (2) 乗車地及び降車地のいずれもが幹線エリア内となる移動は 不可とする(ただし、乗車地又は降車地のいずれかが吉川健康 福祉センター(よかたん)である場合は移動を可とする。)。

(移動の可否一覧)

乗車地	降車地	可否 (○カゥ×)
幹線エリア内	幹線エリア内	× (ただし、乗車地又は降車地 のいずれかが吉川健康福祉 センター(よかたん)であ る場合は移動可。)
	幹線エリア外	0
幹線エリア外	幹線エリア内	0
	幹線エリア外	0

8 運行車両及び台数

運行車両	タクシー又はジャンボタクシー (ハイエース車両)
運行台数	3台程度

※運行事業者が保有する車両を使用(タクシー事業で使用する車両と兼用)。

9 利用予約の方法

電話予約又はスマートフォン等からのインターネット予約 なお、利用予約に当たり、利用者は事前登録を行うものとする(令 和3年3月頃から受付開始予定)。

予約受付については、予約を一元管理するコールセンターを設置 する方向で検討中。

10 利用料金

1回乗車につき、大人300円 (小児、障がい者及び障がい者の介助者150円)

11 運行イメージ(運行区域図)

別紙2-1のとおり